様式第１６（第４０条関係）（第一面から第三面まで）

|  |
| --- |
| 認定申請書  申請年月日　2025年11月25日    　　経済産業大臣　殿  （ふりがな）ぼるたねっとわーくすかぶしきがいしゃ  一般事業主の氏名又は名称 Ｖｏｌｔａ　Ｎｅｔｗｏｒｋｓ株式会社  （ふりがな）いとう　かずや  （法人の場合）代表者の氏名 伊藤　和也  住所　〒532-0003  大阪府 大阪市淀川区 宮原１丁目１－１新大阪阪急ビル３Ｆ  法人番号　3120001252443  　情報処理の促進に関する法律第２８条に基づき、情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条（①第１号、②第２号）に掲げる基準による認定を受けたいので、下記のとおり申請します。 |
| 記  情報処理システムの運用及び管理に関する指針に関する取組の実施状況  　(1) 企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | ①　当社ホームページDX戦略と推進体制 | | 公表日 | ①　2025年 8月26日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | ①　当社ホームページ→DX戦略と推進体制  　https://voltanetworks.jp/dx-strategy/  　当社ホームページ/DX戦略と推進体制/ 経営ビジョンとデジタル技術活用の方向性 | | 記載内容抜粋 | ①　当社は「人と未来をテクノロジーの力でつなぐ。」を旗印に、IT・デジタル技術を単なる効率化のための道具ではなく、人と組織の成長を加速し、社会に価値をもたらすための構造として活用します。AI、クラウド、ネットワーク、セキュリティといったコア技術を基盤に、データを活かした意思決定とサービス開発を推進し、お客様やパートナー企業と共に持続的な価値を創造します。現場での実践と改善を繰り返す「生きたDX」を自社で体現し、そのノウハウをお客様へ還元することが当社の使命です。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | ①　取締役会の決議に基づいて方向性を決定 |   (2) 企業経営及び情報処理技術の活用の具体的な方策（戦略）の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | ①　当社ホームページDX戦略と推進体制 | | 公表日 | ①　2025年 8月26日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | ①　当社ホームページ→DX戦略と推進体制  　https://voltanetworks.jp/dx-strategy/  　当社ホームページ/DX戦略と推進体制/DX戦略と具体的な取り組み | | 記載内容抜粋 | ①　当社のDX戦略は、業務プロセスの最適化・判断の高度化・安全で高品質なサービス提供の強化を中心に、インフラ・ネットワーク・セキュリティ領域で培った技術力とデータ活用を組み合わせて推進しています。営業・業務・運用・サポートで得られる情報を適切に可視化し、プロセス改善やサービス改善の判断にデータドリブンな視点を取り入れていくことで、より安定した運用品質と高いサービス価値の提供を目指します。また、AIによるログ分析や予兆検知など、インフラ領域に適した高度技術の活用にも段階的に取り組み、将来的な自動化や新たな価値創出へと展開していきます。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | ①　取締役会の決議に基づいて方向性を決定 |  1. 戦略を効果的に進めるための体制の提示  |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | ①　当社ホームページDX戦略と推進体制  　当社ホームページ/DX戦略と推進体制/DX推進体制と人材育成 | | 記載内容抜粋 | ①　DX推進は経営企画室を中心に、大阪本社の各部門と連携しながら進めています。全社データ統合の統括、DX施策の進捗管理と効果測定、部門間連携による迅速な意思決定を行っています。人材育成面では、職種・スキルレベルに応じた多層的研修プログラムを整備し、DX基礎研修や専門研修、外部講座・資格取得支援を通じて社員のデジタル活用力を強化しています。 |  1. 最新の情報処理技術を活用するための環境整備の具体的方策の提示  |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | ①　当社ホームページDX戦略と推進体制  　当社ホームページ/DX戦略と推進体制/最新技術活用のための環境整備 | | 記載内容抜粋 | ①　顧客データの統合と可視化を進めるとともに、分析基盤やクラウド環境、セキュリティ・ネットワークの強化に取り組みます。段階的にデータ活用の精度を高め、将来的にはAIによる予測機能の活用を目指します。 |   (3) 戦略の達成状況に係る指標の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | ①　当社ホームページDX戦略と推進体制 | | 公表日 | ①　2025年 8月26日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | ①　当社ホームページ→DX戦略と推進体制  　https://voltanetworks.jp/dx-strategy/  　当社ホームページ/DX戦略と推進体制 | | 記載内容抜粋 | ①　DX戦略の達成度指標（KPI）  ・業務プロセス最適化：業務フロー改善や標準化の進捗  ・サポート品質・CX向上：問い合わせ対応の迅速性や改善施策の実施状況  ・データ活用・意思決定高度化：可視化したデータの活用状況や改善判断への反映 |   (4) 実務執行総括責任者による効果的な戦略の推進等を図るために必要な情報発信   |  |  | | --- | --- | | 発信日 | ①　2025年 8月26日 | | 発信方法 | ①　当社ホームページDX戦略と推進体制  　当社ホームページ→DX戦略と推進体制  　https://voltanetworks.jp/dx-strategy/  　当社ホームページ/DX戦略と推進体制/経営トップのメッセージ | | 発信内容 | ①　代表取締役社長　伊藤 和也  当社はDXを「人と未来をテクノロジーの力でつなぐ」ための変革と位置づけています。単なるIT導入ではなく、現場が活かせる仕組みを設計し、社会に価値を届けることこそDXの本質です。私たちは、先端技術を自社業務に積極的に取り入れ、その成果とノウハウをお客様へ還元します。DXは未来への投資であり、企業価値向上と社会的信頼の両立を実現する道です。全社員とともに、この道を歩み続けることをお約束します。 |   　(5) 実務執行総括責任者が主導的な役割を果たすことによる、事業者が利用する情報処理システムにおける課題の把握   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2025年 7月頃　～　2025年 8月頃 | | 実施内容 | 「DX推進指標」を用いて課題把握を実施している。本申請の際に「DX推進指標」の自己診断フォーマットを添付する。 |   　(6) サイバーセキュリティに関する対策の的確な策定及び実施   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2025年 8月頃　～　継続実施中 | | 実施内容 | SECURITY ACTION制度に基づき自己宣言（二つ星）を行っている。 |   （注）(1)～(3)の取組において公表先のURLを提出しない場合は次の①の書類を、(4)の取組において情報発信内容を確認できるウェブサイトのURLを提出しない場合は、次の②の書類を添付すること。また、必要に応じて③、④の書類を添付できる。  ①　(1)～(3)の取組における、公表を行っていることを明らかにする書類（公表先のウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ②　(4)の取組における、情報発信を行っていることを明らかにする書類（情報発信内容を確認できるウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ③　(1)の取組における企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性、(2) の取組における戦略を補足説明するための書類（最新の情報処理技術の変化による影響を踏まえた観点から決定していることを説明する書類等）  ④　(5)～(6)の取組における、実施内容を補足説明するための書類 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１６（第４０条関係）（第四面及び第五面）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条第２号に掲げる基準による認定を受けようとする場合は、以下についても記載すること。  　(1) データ連携システムの運用及び管理に関する説明   |  |  | | --- | --- | | データ連携システムの目的、概要に関する説明 |  | | データ連携システムの運用及び管理を開始した日 | 年　　月　　日 | | ガイドラインその他の機構が定める文書等の名称 |  | | 開発、運用及び管理を共同で行うことが合理的であることの説明 |  | | データ連携システムにおいてデータ流通機能及び連携サービス機能を有することの説明 |  |   (2) 利用者に対するデータの管理に関する事項の開示   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(3) データ連携システムの安全性及び信頼性の確保のために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(4) データ連携システムに接続する情報処理システムの安全性及び信頼性を確保されていることを確認するために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(5) 他のデータ連携システムとの相互の連携を確保するためにデータ連携システムが準拠する基準の公表   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 |  | | 準拠する基準に対してデータ連携システムで機能を整備していることの説明 |  |   　(6) データ連携システムに係る事業の実施に必要な経営の安定性及び経営資源の確保   |  |  | | --- | --- | | 経営の安定性の確保に関する説明 |  | | 経営資源の確保に関する説明 |  |   （注）(1)～(6)の取組においては、必要に応じて実施内容を補足説明するための書類を添付するものとする。 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１６（第４０条関係）（第六面）

（記載要領）

１．「申請年月日」欄は、経済産業大臣に認定申請書を提出する年月日を記載すること。

２．「住所」欄は、一般事業主が法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地を記載すること。

３．一般事業主が法人の場合であって法人番号が記入されている場合は、一般事業主の氏名又は名称、代表者の氏名、住所の記載を省略することができる。

４．申請を行う類型について、該当するものの番号を○で囲むこと。

５．申請内容は正しく記載すること。認定後、虚偽または不正の申請を行ったことが判明した場合には、認定の取消し等所要の措置を講ずることがある。